

平成25年度

## 遊佐町定住住宅取得支援金のお知らせ

～中古住宅・建売住宅を取得するときに支援金を交付します～

### ◆交付が受けられる方 次の①から④までのすべてに該当する方

- ① 町内の**中古住宅、建売住宅を取得**する方
- ② 取得した住宅の所在地に住所を有する方
- ③ 住宅の取得において、国、地方公共団体及びその他の団体からの助成制度を利用しない方
- ④ 町税(国民健康保険税を含む。)の滞納がない方

### ◆交付対象取得費

住宅(中古住宅・建売住宅)の取得費で10万円単位とします。

※土地代金も含めることができます。

### ◆支援金交付額

- ① 対象取得費の**7%**の額とし、**70万円を上限**とします。
- ② 満年齢40歳未満の方、または転入される方が町内に定住するために住宅を取得するときは、対象取得費の**10%**の額とし、**120万円を上限**とします。

### ◆申請に必要な書類

- ① 不動産売買契約書
- ② 住宅図面
- ③ 納税証明書
- ④ 住民票(取得した住宅の所在地が住所となっているもの)
- ⑤ 不動産登記事項証明書

### ◆事業の目的

若者の定住を促進し人口の増加と町の活性化を図るため、支援金を交付します。

### ◆お問い合わせ・申請場所

遊佐町役場 地域生活課 土木係 TEL 0234-72-5883